

副食費免除の対象範囲について（1号）

階層	定義		第1子	第2子	第3子以降
第1階層	生活保護世帯		免除	免除	免除
第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	免除	免除	免除
		その他世帯	免除	免除	免除
第3階層	所得割 77,101円未満	ひとり親世帯等	免除	免除	免除
		その他世帯	免除	免除	免除
第4階層	所得割 211,200円以下		徴収	徴収	免除
第5階層	所得割 211,201円以上		徴収	徴収	免除

○第1階層～第3階層の第1子の数え方については年齢制限はありません。

○第4階層～第5階層については小学校3年生以下から第1子と数えます。

○副食費の金額は施設により異なりますので、施設へご確認ください。